

小国町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

小国町長 仁科 洋一

小国町規則第 1 2 号

小国町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小国町介護保険条例施行規則（平成 1 2 年小国町規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。
様式第 2 5 号を次のように改める。

介護保険負担限度額認定申請書

様式第25号

年 月 日

小国町長 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ			被 保 険 者 番 号																	
被保険者氏名			個 人 番 号																	
			性 別	男 ・ 女																
			生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 年 月 日																
		(※) 氏名を自署してください。 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。																		
住 所	連絡先																			
入所（院）した 介護保険施設の 所在地及び名称 (※)	連絡先																			
入所（院） 年月日 (※)	年 月 日										(※) 介護保険施設に入所（院）していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。									

配 偶 者 の 有 無	有 ・ 無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。																			
配 偶 者 に 関 する 事 項	フリガナ																					
	氏 名																					
	生 年 月 日	明 ・ 大 ・ 昭 年 月 日										個 人 番 号										
	住 所	連絡先																				
	本年1月1日現在 の住所 (現住所と異なる 場合)																					
	課 税 状 況	市町村民税 課税 ・ 非課税																				

収 入 等 に 関 する 申 告	☐	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者										預 貯 金 等 の 基 準 額	1,000万円（夫婦は 2,000万円）以下							
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額82万6,500円以下です。 (受給している年金に○して下さい。) ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。											650万円（夫婦は 1,650万円）以下							
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額82万6,500円を超え、 120万円以下です。(受給している年金に○して下さい)											550万円（夫婦は 1,550万円）以下							
	☐	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と 【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。 (受給している年金に○して下さい。)											500万円（夫婦は 1,500万円）以下							
※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、預貯金等の基準額は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。																				
預 貯 金 等 に 関 する 申 告	☐	預貯金、有価証券等の金額の合計は基準額以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり																		
	預 貯 金 額		円	有 価 証 券 (評価概算額)		円	そ の 他 (現金・負債 を含む)	() ※ 円	※内容を記載して下さい。											

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）																		
申請者住所	本人との関係																		

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。